

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------------------------|-----------|------------|---------------------------|----------------------|-------------------|--|--------|
| 1 | 総務私学課 | 高速デジタル印刷機保守及び消耗品供給契約 | 平成29年4月3日 | 8,820,000 | 富士ゼロックス株式会社 沖縄営業所 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約対象機器(高速デジタル印刷機)は、富士ゼロックス社製品のため、専用品である交換部品や消耗品の調達が同社に特定される。また、機器設計に精通している同社による保守が有利である。 | 特命随意契約 |
| 2 | 総務私学課 | 沖縄県文書管理システム運用維持委託業務 | 平成29年4月1日 | 14,389,920 | 株式会社シナジー | 沖縄県宜野湾市大山7丁目10番14号3階 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県で使用している文書管理システムのソフトウェア(J・doc Suite)ライセンスを有するのは(株)シナジーのみであり、当該会社しか当該契約を履行できないため。 | 特命随意契約 |
| 3 | 総務私学課 | 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業デジタル化業務 | 平成29年4月3日 | 78,696,511 | 株式会社Nansei 代表取締役 砂川 哲男 | 沖縄県那覇市曙1丁目15番3号 | 第167条の2 第1項第8号 | 一般競争入札において、1社による入札となった。再々入札を行っても本県の設定した予定価格以下の金額とならなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、左の社と随意契約を締結することとした。 | |
| 4 | 総務私学課 | 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ公開データ整備普及業務 | 平成29年4月1日 | 40,419,000 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 理事長 平田 大一 | 沖縄県那覇市小祿1831番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、本業務に係る優先交渉権者選定要領に定めた優先交渉権者の選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 5 | 総務私学課 | 琉球政府文書(陸軍兵籍簿)のデジタル化及び事前補修業務 | 平成29年4月7日 | 4,665,600 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 理事長 平田 大一 | 沖縄県那覇市小祿1831番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、公文書館で保管されている陸軍兵籍簿のデジタル化及び事前補修を行うことを目的としている。当該文書は、他の琉球政府文書と比べ、資料全体として劣化が進んでおり、その取扱いについて、専門性を有した者への委託が必要となる。 左の社は、公文書館の指定管理者として平成29年度も継続して年度協定を締結しており、当該文書の状態についても熟知していることから、簿冊毎に必要な補修を施すことが可能である。また、撮影時の取扱いについても文書毎に効果的な撮影が可能であることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-----------------------------|------------|-----------|--|--|-------------------|---|--------------------|
| 6 | 総務私学課 | 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ公開システム運営業務 | 平成29年4月1日 | 5,076,000 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 理事長 平田 大一 | 沖縄県那覇市小祿1831番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、琉球政府文書をインターネットで公開するための公開システムの管理運営及びデジタル化を行う資料の選定等を行うことを目的としている。 左の社は、公文書館の指定管理者として平成29年度も継続して年度協定を締結しており、文書の体系と内容にも熟知していることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 7 | 総務私学課 | 在米沖縄関係資料選別業務 | 平成29年6月12日 | 4,794,920 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 理事長 平田 大一 | 沖縄県那覇市小祿1831番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、米国国立公文書館に所蔵されている沖縄戦等に関する資料を収集するために、イメージ画像やキャプションから資料を選別することを目的としている。資料を選別する際の基準は、重複を避けるため、沖縄県公文書館に所蔵されていない資料であることなどが求められる。左の社は、公文書館の指定管理者として平成29年度も継続して年度協定を締結しており、文書の体系と内容にも熟知していることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 8 | 人事課 | 平成29年度沖縄県官民一体ニューウェブ人材育成事業 | 平成29年4月11日 | 3,175,000 | 沖縄県官民一体ニューウェブ人材育成事業共同企業体 ①(株)沖縄ヒューマンキャピタル ②(株)日本旅行沖縄 ③ブルームーンパートナーズ(株) | ①沖縄県中頭郡西原町字千原1番地 琉球大学産学官連携推進機構内 ②那覇市久茂地3丁目21番1号国場ビル2階 ③那覇市銘苅2丁目3番1号 なは産業支援センター | 第167条の2 第1項第2号 | 総務部人事課が設置する沖縄県官民一体ニューウェブ人材育成事業に係る委託業者選定委員会の審査による。 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 9 | 人事課 | 平成29年度eラーニングシステム保守委託 | 平成29年4月1日 | 1,904,860 | 富士通エフ・オー・エム株式会社九州支店 | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該契約者は、平成23年度から運用を開始した沖縄県eラーニングシステムの構築業者であり、当該システムの保守管理について契約予定者以外の者が保守管理を行った場合、障害発生時にシステム又は保守管理のいずれに問題があったか等、責任の所在が不明瞭になるおそれがあること。 | 特命随意契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------------------|-----------------------------|----------------|------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------|--|--------|
| 10 | 職員厚生課 (職員健康管理センター) | 沖縄県職員健康管理システム保守業務委託 | 平成29年 4月3日 | 972,000 | 株式会社 国建システム | 沖縄県那覇市久茂地1-2-20 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該システムは、平成16年度に企画提案方式により(株)国建システムが依託を受けて開発したシステムである。企画提案の内容である保守、維持管理費用及びその妥当性も評価されていること、また、システムのプログラム内容等を熟知していることから、万が一障害が発生した場合に迅速な対応ができるため。 | 特命随意契約 |
| 11 | 職員厚生課 (職員健康管理センター) | H29年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(本島) | 平成29年 6月1日 | 27,426,276 | 一般財団法人 琉球生命済生会 琉生病院 | 那覇市宇大道56番地 | 第167条の2 第1項第8号 | 一般競争入札を実施した結果、再度の入札を行っても落札者がなかったため、見積書を徴し、最低の価格で提出した者と随意契約を行った。 | |
| 12 | 職員厚生課 (職員健康管理センター) | H29年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(宮古地域) | 平成29年 6月1日 | 1,604,155 | 医療法人沖縄徳洲会 宮古島徳洲会病院 | 宮古島市平良字松原552番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 健診対象者の受診機会の拡大や適切な事後措置を実施するため、地域内の医療機関において健康診断を実施することが望ましいことと、健診受入体制の整備や実施可能な設備を有するなどの条件を満たしている医療機関が宮古地域内には本委託先しかないため。 | 特命随意契約 |
| 13 | 職員厚生課 (職員健康管理センター) | H29年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(八重山地域) | 平成29年 6月1日 | 1,366,290 | 医療法人沖縄徳洲会 石垣島徳洲会病院 | 石垣市大浜字南大浜446-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 健診対象者の受診機会の拡大や適切な事後措置を実施するため、地域内の医療機関において健康診断を実施することが望ましいことと、健診受入体制の整備や実施可能な設備を有するなどの条件を満たしている医療機関が八重山地域には本委託先しかないため。 | 特命随意契約 |
| 14 | 職員厚生課 (職員健康管理センター) | H29年度人間ドック式健康診断に関する業務委託契約 | 平成29年 4月17日 | 9,900,000 | 地方職員共済組合沖縄県支部 副支部長 | 那覇市泉崎1丁目2番2号 | 第167条の2 第1項第2号 | 地方職員共済組合沖縄県支部では、保健事業の一環として、地共済人間ドック事業を行っており、一般定期健康診断に替えて人間ドックを希望する職員への対応は、本委託先との随意契約により行う。 | |
| 15 | 財政課 | アプリケーション保守及び運用管理委託契約書 | 平成29年 4月3日 | 2,268,000 | 沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社 | 那覇市おもろまち一丁目3番31号 那覇新都心メディアビル | 第167条の2 第1項第2号 | 予算編成システムの保守管理業務であり、同一の者にシステムや設備の増設・改造等を履行させなければ、既存システム・設備の円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがある。 | |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----|-----------------------------|-----------|------------|-------------|--------------------|------------------|--|--------|
| 16 | 税務課 | 平成29年度沖縄県の県税納税通知書等作成等業務委託 | 平成29年4月3日 | 15,020,178 | 株式会社 旭堂 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 平成29年度沖縄県の県税納税通知書等作成等業務に係る企画提案競技会審査要領に基づき提出された企画提案書及び見積もり書の内容について総合的に審査を行った結果、当該業者に決定したため。 | 特命随意契約 |
| 17 | 税務課 | 平成29年度沖縄県自動車税のクレジット代理収納事務委託 | 平成29年4月1日 | 2,910,000 | ヤフー株式会社 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 第167条の2第1項第2号 | 指定代理納付者の指定を受ける者は、地方自治法施行令第157条の2第1項に定める要件を満たしていなければならない。 Yahoo! 公金払い(クレジットカード納付)は、これまでの実績と経験から上記の要件のいずれにも該当していると判断したため。 | 特命随意契約 |
| 18 | 税務課 | 平成29年度預金等状況調査 | 平成29年4月3日 | 950,616 | 株式会社 琉球銀行 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 県内各金融機関と契約締結する必要があり、競争入札に適しないため。 | 特命随意契約 |
| 19 | 税務課 | 平成29年度預金等状況調査 | 平成29年4月3日 | 950,616 | 株式会社 沖縄銀行 | 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 県内各金融機関と契約締結する必要があり、競争入札に適しないため。 | 特命随意契約 |
| 20 | 税務課 | 平成29年度預金等状況調査 | 平成29年4月3日 | 950,583 | 株式会社 沖縄海邦銀行 | 沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号 | 第167条の2第1項第2号 | 県内各金融機関と契約締結する必要があり、競争入札に適しないため。 | 特命随意契約 |
| 21 | 税務課 | 平成29年度預金等状況調査 | 平成29年4月3日 | 950,583 | 沖縄県農業協同組合 | 沖縄県那覇市楚辺2丁目33番18号 | 第167条の2第1項第2号 | 県内各金融機関と契約締結する必要があり、競争入札に適しないため。 | 特命随意契約 |
| 22 | 税務課 | 平成29年度預金等状況調査 | 平成29年4月3日 | 950,583 | コザ信用金庫 | 沖縄県沖縄市上地2丁目10番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 県内各金融機関と契約締結する必要があり、競争入札に適しないため。 | 特命随意契約 |
| 23 | 税務課 | 平成29年度自動車税納期内納付広報宣伝事業委託 | 平成29年4月3日 | 4,000,000 | 株式会社 宣伝 | 沖縄県浦添市勢理客4丁目15番15号 | 第167条の2第1項第2号 | 公募のプロポーザル方式にて業者を選定した結果、総合的な観点で最も良好であった当該業者と契約したため。 | 特命随意契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----|---------------------------------------|----------------|------------|--------------------------------------|-----------------------|------------------------|---|------------|
| 24 | 税務課 | 沖縄県自動車 税コールセン ター業務委託 | 平成29年 5月23日 | 5,994,000 | 株式会社 エヌ・ティ・ ティ・マーケティングアクト 九州支店 | 福岡県福岡市博多区上 川端町13番8 | 第167条の2 第1項第2号 | 公募のプロポーザル方式にて業者を選定をした結果、総合的な観点で最も良好であった当該業者と契約したため。 | 特命随意 契約 |
| 25 | 税務課 | 沖縄県税務シ ステム自動車○ SS外部連携試 験対応業務 | 平成29年 4月3日 | 15,503,400 | 日本電気(株)沖縄支店 | 沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県税務事務トータルシステムは、平成20年度から平成21年度にかけて開発、運用テストを行い、平成22年度から現在まで継続して運用している業務システムである。当該システム改修委託の契約相手方としては、これまでシステム開発から運用テスト、改修業務を受託してきた事業者以外では対応が困難であり、仮に当該事業者以外に委託した場合、運用テストを再度、一定期間かけて実施する必要が生じるため税務業務を遂行する上で、重大な支障を及ぼすこととなる。 | 特命随意 契約 |
| 26 | 税務課 | 沖縄県税務シ ステムMOTAS 更改対応業務 | 平成29年 4月3日 | 12,652,200 | 日本電気(株)沖縄支店 | 沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県税務事務トータルシステムは、平成20年度から平成21年度にかけて開発、運用テストを行い、平成22年度から現在まで継続して運用している業務システムである。当該システム改修委託の契約相手方としては、これまでシステム開発から運用テスト、改修業務を受託してきた事業者以外では対応が困難であり、仮に当該事業者以外に委託した場合、運用テストを再度、一定期間かけて実施する必要が生じるため税務業務を遂行する上で、重大な支障を及ぼすこととなる。 | 特命随意 契約 |
| 27 | 税務課 | 新沖縄県税務 事務トータルシ ステム運用業 務委託 | 平成29年 4月3日 | 54,432,000 | 株式会社 オーシーシー | 沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号 | 特例政令第 11条第1項 第2号 | これまでシステム開発から運用テストに参画してきた(株)オーシーシー以外では対応が困難であり、仮にオーシーシー以外の企業に業務委託するとした場合、運用テスト等を再度一定期間かけて実施する必要が生じる等、本県税務業務を遂行する上で重大な支障を及ぼすことになる。また、障害発生時の管理責任の所在が不明確となるなど、システムの運用が困難となることから、(株)オーシーシーと随意契約を行っている。 | 特命随意 契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----|---|---------------|-----------|-------------|----------------------|-------------------|--|------------|
| 28 | 税務課 | 電子計算組織 用入力資料の 穿孔等業務の 委託 | 平成29年 4月3日 | 5,374,000 | 株式会社 オーシーシー | 沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | (株)オーシーシーは、税務事務トータルシステム開発時からの参画企業であり、システム開発における概要設計、詳細設計、プログラム製造、運用試験等の各工程、本稼働から今日までのシステム運用に一貫して携わっており、当該システムのデータベース構造に精通するシステムエンジニア、プログラマー等の技術者を多数雇用しているため、システム運用上の諸課題に迅速且つ効率的に対応することが出来る。 申告書等の大量のデータを扱う税務事務を遅滞なく確実に遂行するために、継続して同社に委託する必要があるため。 | 特命随意 契約 |
| 29 | 税務課 | 県税領収済通 知書OCR帳票 のデータ交換 及び磁気媒体 作成業務委託 | 平成29年 4月3日 | 4,731,429 | 株式会社 琉球銀行 | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目11-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 領収済県税(個人事業税、不動産取得税、自動車税等)の収納消込の省略化・迅速化かつ正確化を図るため、領収済通知書の記載内容をOCR処理対応化したことに伴い、OCR帳票のデータを税務トータルシステムへ取り込むため磁気媒体作成業務を委託する必要がある、情報セキュリティの確保及び事務効率化の観点から、本県の指定かつ指定代理金融機関に委託することが最適である。 | 特命随意 契約 |
| 30 | 税務課 | 県税領収済通 知書OCR帳票 のデータ交換 及び磁気媒体 作成業務委託 | 平成29年 4月3日 | 4,731,429 | 株式会社 沖縄銀行 | 沖縄県那覇市久茂地3目 10-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 領収済県税(個人事業税、不動産取得税、自動車税等)の収納消込の省略化・迅速化かつ正確化を図るため、領収済通知書の記載内容をOCR処理対応化したことに伴い、OCR帳票のデータを税務トータルシステムへ取り込むため磁気媒体作成業務を委託する必要がある、情報セキュリティの確保及び事務効率化の観点から、本県の指定かつ指定代理金融機関に委託することが最適である。 | 特命随意 契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----|---------------------|---------------|-----------|----------------|------------------|-------------------|---|------------|
| 31 | 税務課 | 自動車登録・検査情報都道府県提供業務 | 平成29年 4月3日 | 4,372,000 | 地方公共団体システム機構 | 東京都千代田区一番町2 5 | 第167条の2 第1項第2号 | 総務省は、地方公共団体システム機構に当該システムの開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、地方公共団体システム機構が一元化した自動車登録・検査情報をネットワーク配信により情報提供を受け、自動車税賦課徴収事務の効率化を図る必要があるため、当該機構と随意契約を結ぶ必要がある。 | 特命随意 契約 |
| 32 | 税務課 | 利子割還付調整システム運用業務委託 | 平成29年 4月3日 | 350,000 | 地方公共団体情報システム機構 | 東京都千代田区一番町2 6 | 第167条の2 第1項第2号 | 当システムは、道府県民税利子割における利子割額の控除又は還付に関する情報を一元的に管理するものであり、総務省が、地方公共団体情報システム機構に、開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。 | 特命随意 契約 |
| 33 | 税務課 | たばこ流通情報管理システム運用業務委託 | 平成29年 4月3日 | 1,581,552 | 地方公共団体情報システム機構 | 東京都千代田区一番町2 6 | 第167条の2 第1項第2号 | 当システムは、全国の製造たばこの流通情報を一元的に管理するものであり、総務省が、地方公共団体情報システム機構に、開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。 | 特命随意 契約 |
| 34 | 税務課 | 軽油流通情報管理システム運用委託 | 平成29年 4月3日 | 3,355,776 | 地方公共団体情報システム機構 | 東京都千代田区一番町2 7 | 第167条の2 第1項第2号 | 当システムは、軽油の流通情報を一元管理し、軽油引取税に係る事務の執行に必要な情報を、関係都道府県間に相互提供することにより、軽油引取税の課税の適正化に資することを目的とし、総務省が、地方公共団体情報システム機構に開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。 | 特命随意 契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|--|----------------|------------------------|----------------------|----------------|-------------------|--|--------|
| 35 | 税務課 | 地方消費税清算システム運用業務委託 | 平成29年 4月3日 | 444,000 | 地方公共団体情報システム機構 | 東京都千代田区一番町28 | 第167条の2 第1項第3号 | 当システムは、都道府県が一元管理し、軽油引取税に係る事務の執行に必要な情報を、関係都道府県間に相互提供することにより、軽油引取税の課税の適正化に資することを目的とし、総務省が、地方公共団体情報システム機構に開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。 | 特命随意契約 |
| 36 | 自動車税事務所 | 陸運事務所の離島出張車検に伴う県税業務委託 | 平成29年 4月1日 | 1,212,000 | 一般財団法人 沖縄県自動車標板協会 | 浦添市港川512番地の4 | 第167条の2 第1項第2号 | 離島出張車検は、陸運事務所(検査の実施)、沖縄県自動車標板協会(ナンバープレートの発行、重量税の徴収)、当事務所(自動車税の徴収、納税証明書の発行、申告書の受付)が連携して実施している。本契約は離島出張車検の際に職員が出張して行っていた業務を事務軽減のため、沖縄県自動車標板協会に併せて行ってもらうものであり、その性質上相手方が特定され、競争入札に適さない。 | 特命随意契約 |
| 37 | 自動車税事務所 | 自動車税事務所内特設窓口業務委託(県税及び県税に係る収納金、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る還付金の支出事務) | 平成29年 4月1日 | 3,290,000 | 株式会社 沖縄銀行牧港支店 | 浦添市牧港1丁目11番21号 | 第167条の2 第1項第2号 | 公金の収納、支払(還付)に係る事務であり、地方自治法施行令第168条に定められている指定金融機関のため、当該業務を適切に履行することができる。当該業務委託を行う意志のあるのは、一社のみであり、過去、当該業務において問題なく、内容に精通しており、また情報の秘密保持のためにもこれまでの提携業者が望ましい。 | 特命随意契約 |
| 38 | 管財課 | 沖縄県有地売却処分業務等委託 | 平成29年 5月15日 | 10,125,000円 (支払限度額) | (株)松樹 | 宜野湾市普天間2丁目1番6号 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の相手方は、平成29年度「沖縄県有地売却処分業務等企画提案公募により募集し、応募者を審査した結果、選定された業者である。 | |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|----------------|----------------------|--------------------|---------------------------|-------------------|--|------------|
| 39 | 管財課 | 県有土地貸付 料未収金収納 業務委託 | 平成29年 4月3日 | (予定総額) 2,283,000円 | (株)沖縄債権回収サービ ス | 那覇市西1-19-7 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の相手方は、法務大臣から債権回収業の 認可を受け、かつ県内債務者に対応可能な条 件を満たす唯一の業者である。 | |
| 40 | 管財課 | 冷却水用水処 理剤(単価契 約) | 平成29年 4月21日 | (予定総額) 1,782,000円 | 株式会社ビコー | 那覇市首里山川町3丁目 61番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本水処理剤は、水質状況と薬剤成分等を考 慮して使用する必要があるが、成分等は公表 されていないため、製造メーカーや代理店 である当該業者以外では薬剤使用量の決定 が困難である。 また、冷却水の適正管理のため、当該業者 が行っている水処理装置等の保守管理業務 と一体的に運用を行う必要があるため。 | 特命随意 契約 |
| 41 | 管財課 | 本庁舎等トイレ 洗浄器具等賃 借契約 | 平成29年 4月12日 | 824,256円 | 日本カルミック株式会社 | 東京都千代田区九段南1 丁目5番10号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本庁舎等の1階トイレは利用者が多いため、 消臭や消毒、尿結石等付着防止の薬品を供給 する器具を取り付けているが、現在、本庁舎 等のトイレにおいて、便器の種類を問わずに 設置できる当該器具等を供給できる者が1 者しかいないため。 | 特命随意 契約 |
| 42 | 宮古事務所 総務課 | 宮古合同庁舎 敷地内における 除草及び花 苗植え付け等 業務 | 平成29年 4月3日 | 1,628,208 | 社会福祉法人 みやこ福 社会 | 沖縄県宮古島市平良字 下里3107番地243 | 第167条の2 第1項第3号 | 複数者から見積もり徴取の結果、金額がより 安価であったため。 | |
| 43 | 宮古事務所 総務課 | 平成29年度離 島観光活性化 促進事業(宮古 圏域) | 平成29年 4月3日 | 41,120,000 | 一般社団法人 宮古島観 光協会 | 沖縄県宮古島市平良字 西里187番地2階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の委託先として求められる公平・中 立な立場で民間事業者等と接することができる こと、本事業によって得られるノウハウを蓄積 し、宮古圏域の観光振興に継続的に関与でき る主体であることの2つの条件を満たしている ため。 | 特命随意 契約 |
| 44 | 宮古事務所 総務課 | 宮古合同庁舎 昇降機設備改 修工事 | 平成29年 5月26日 | 27,940,680 | 沖縄菱電ビルシステム株 式会社 | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目3番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該工事は、昇降機の全面改修ではなく、か ごやレール等を再利用しての部分的改修とな っていることから、改修部品の供給が可能で、 かつ機器に精通していることが求められ、契 約を履行する者が特定されるため。 | 特命随意 契約 |

総務部 における随意契約の実績 (平成29年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|--------------------------|-----------|------------|---------------------|----------------|-------------------|---|--------|
| 45 | 八重山事務所 | 平成29年度観光活性化促進事業(八重山)委託契約 | 平成29年4月3日 | 43,280,000 | 一般社団法人八重山ビズターズビューロー | 沖縄県石垣市浜崎町1-1-4 | 第167条の2 第1項第2号 | 左記の契約相手方は、観光客の誘致等を図るため八重山圏域3市町、県及び八重山圏域の観光協会で構成された団体である。事業を実施するために必要なノウハウ・専門性があり、また広域的かつ中立な立場で事業実施することができるのは、八重山圏域においては左記の契約相手方のみであるため。 | 特命随意契約 |